

国庫帰属物件等売却実施について

次のとおり国庫帰属物件等の売却を実施します。

令和8年7月16日

契約担当官

奈良地方検察庁検事正 民 野 健 治

1 売却物件

別添売却物件明細書（別紙1ないし3）のとおり。

別紙1 公告期間満了（課税物件）

別紙2 所有権放棄（課税物件）

別紙3 不用物品（課税物件）

2 実施場所

奈良市登大路町1番地の1 奈良地方検察庁4階大会議室

3 実施日時

(1) 下見

令和8年8月4日（火）午後1時30分から午後2時までの間

なお、見積合わせに参加していただける業者の方で、下見を別日に希望される場合は、対応可能ですので、希望の日時を事前に連絡願います。

(2) 見積合わせ

令和8年8月4日（火）午後2時10分

見積書は、見積合わせ日時又は下見実施時に提出していただきます。

見積合わせ日時よりも前の提出は不可とします。

4 実施要領

(1) 持参物

ア 印鑑（見積合わせに参加される方（見積書の作成名義人）の印鑑）

イ 古物商許可証及び同許可証の写し1部

ウ 名刺1枚（代表者の方及び見積合わせに参加される方のもの。お持ちの方のみ）

エ 封筒（長3サイズ）数枚

オ 買取りのための現金（当日支払の場合）

カ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し1部

（統一資格をお持ちの方のみ）

古物商許可証の写し、名刺及び統一資格写しは、当日提出していただき

ます（返却はいたしません）。

なお、ルーペ、はかり等の鑑定に必要な機材は準備しませんので、適宜持参してください。

(2) 委任状

代理人の方が見積書を作成される場合、代表者から代理人への委任状を当日提出してください。

(3) 見積額

見積額は税抜額を記載してください。

なお、売却物件ごとの見積額の記載は必要ではなく、総額のみの記載でかまいません。

ただし、売却業者として決定された業者の方には、見積内訳書を当日作成し、提出していただきます。

(4) 売却額

売却時の金額は、課税物件については、消費税及び地方消費税相当分として10パーセントを加算した金額となります。

(5) 売却物品の引渡時期

売却物品は、原則、当日に引き渡しますが、取扱者と協議の上、後日の引き渡しも可とします。

(6) 売却代金の支払時期

売却代金は、売却物品の引渡時にお支払いいただきます。

当日又は引渡時に買取りのための現金を御準備ください。

(7) その他作成書類

売却業者として決定された業者の方には、上記書類のほか、請書及び物品受領書等を作成し、提出していただきます。

取扱者

奈良市登大路町1番地の1

奈良地方検察庁会計課用度係 酒井

会計課直通・FAX 0742-27-6826

売却物件明細書(国庫帰属物件(公告期間満了)、課税物件)

年度	番号	品名	数量
5	3	靴(ナイキエアフォース1、白地に青色マークのもの、26.5cm)	1足

売却物件明細書(国庫帰属物件(所有権放棄)、課税物件)

年度	番号	品名	数量
7	2、3	長財布(黒色に白色のモノグラム柄、ルイ・ヴィトンの店舗で購入されたもの、箱、内袋等付属)	1個

売却物件明細書(不用物品、課税物件)

番号	品名	数量
1	ブルーレイディスク(10枚入り、個別ケース付き、LTHタイプ、25GB)	100パック
2	iPhoneSE2(64GB)	7台
3	Apple USB-C 20W Power Adapter	6個
4	Apple EarPods Lightning Connector	6個